

マイナ保険証利用時は電子証明書の有効期限の確認を！

マイナ保険証（マイナンバーカード）の電子証明書には有効期限があります。有効期限が切れてしまった場合でも、3か月間は引き続きマイナ保険証として利用できます。ただし、3か月後の月末までに更新をしないと、マイナ保険証の利用登録は解除され、マイナ保険証としての利用ができなくなりますので、お早めにお手続きください。

なお、更新をしないまま有効期限が切れ3か月が経過する方には、資格確認書が交付されます。



詳しくはこちら

マイナンバーカード総合フリーダイヤル

0120・95・0178

電子証明書の更新について

住民課 住民グループ

0247・62・8126

資格確認書の交付について

住民課 国保年金グループ

0247・62・2147

介護保険負担割合証を更新しました

要支援・要介護認定を受けている方に交付されている「介護保険負担割合証」は、毎年8月に前年の所得によって更新されます。7月末に新しい負担割合証を郵送していますのでご確認ください。

ください。新しい負担割合証は、介護保険サービスを利用する際に「介護保険被保険者証」と併せてサービス事業所へ提示してください。

負担割合	対象となる人
3割	①65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得」が、単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上
2割	3割の対象とならない方のうち ①65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得」が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上
1割	上記の対象にならない方 第2号被保険者（40歳以上64歳未満の方）、住民税非課税の方、生活保護受給者

※①・②の両方を満たす方

有効期限

令和9年7月31日まで

保健福祉課 介護保険グループ

0247・62・3166

税金・年金

個人事業税の納期（第1期）は8月31日まで

個人事業税は、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。今年度第1期分の納期限は8月31日（月）です。県中地方振興局県税部から送付される納付書により納めてください。また納付には専用のQRをスマホで読み取る電子納付が大変便利です。

令和8年度後期高齢者医療保険料

令和8年度の保険料率は次のとおりです。保険料額決定通知書は8月中旬に送付しますのでご確認ください。

また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、従来の医療分とあわせて「子ども・子育て支援金分（子ども分）」を負担いただくことになりました。

令和8・9年度の保険料率

年間保険料均等割額（医療分49,000円・子ども分1,400円）+所得割額（医療分・賦課のもととなる所得×9・24割（※）、子ども分・賦課のもととなる所得×0・25割（※））

※賦課のもととなる所得とは、前

年の総所得金額・山林所得金額・他の所得と区分して計算される所得金額（退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額）の合計から、基礎控除額（最大43万円）を控除した金額です。

▼保険料の軽減

4月1日を基準日とした世帯状況における、同一世帯内の被保険者と世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。

詳しくは、町HPまたは8月中旬に送付する保険料額決定通知書をご覧ください。

※令和8・9年度に限り、医療分は従来の7割軽減が7・2割軽減となります。

▼全期分の納付書廃止

令和8年度より、全期分の納付書が廃止されました。一括納付する場合は、各期分の納付書をまとめてご利用ください。

※納期限が未到来でもご利用いただけます。

▼保険料について

税務会計課 課税グループ

0247・62・8127

給付について

住民課 国保年金グループ

0247・62・2147

町HP

広告欄